社会福祉法人松江市社会福祉協議会職員採用要項

1. 松江市社会福祉協議会ではこのような人材を求めています

- ・松江市社会福祉協議会の使命である「誰もが安心して暮らすことができる『福祉でまちづくり』」を地域住民の方やボランティアの方、福祉・保健・医療等の多様な機関と共に推進することを実現するため、共に一緒になって働きたい、成長したいと考える人材
- ・福祉の専門職として、いわば福祉の何でも屋として、松江市福祉行政の最先端活動者として、広い視野から主体的に考え、創造性・改革意欲を持って「断らない社協マン」として活動できる人材
- ・福祉の資格や福祉職場での勤務経験は無いが、昨今の社会情勢などを踏まえ、福祉に対する強い情熱、 熱き心を持っている人材

2. 採用職種 (試験区分) 及び職務内容

【資格職】

- ①保健師
- ②社会福祉士
- ③介護支援専門員

【今後資格取得を目指す者】

- ④福祉に対する強い情熱のある者
- ⑤福祉に対する熱き心のある者
 - (④及び⑤については、採用後 10 年以内には何らかの福祉資格を取得)

3. 採用予定人員

若干名

4. 受験資格

- ①昭和54年4月2日以降に生まれた方
- ②次のいずれかの資格を有する人
 - ・保健師(平成31年3月31日までに資格取得見込みの人を含む。)
 - ・社会福祉士(平成31年3月31日までに資格取得見込みの人を含む。)
 - ・介護支援専門員(但し介護支援専門員としての実務経験のある人に限ります。)
 - ・上記の資格は有していないが、福祉に対する強い情熱がある者
 - ・福祉の勤務経験はないが、福祉に対する熱き心がある者
- ③学歴は問いません。

5. 職務内容

松江市社会福祉協議会が行う福祉事業の業務に従事します。

6. その他

- ①採用までに普通自動車免許を取得することを条件とします。
- ②次の各号のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - (1)成年被後見人又は被保佐人、若しくは、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又は、その執行を受けることがなくなるまでの人
 - (2)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成し、又は、これに加入した人

7. 試験日及び試験方法

①第1次試験

平成30年7月7日及び8日 性格能力検査・面接試験(集団・個別)

②第2次試験

平成30年7月下旬頃 面接試験(役員個別)

8. 合格者の採用

合格者は平成31年4月1日に採用します。

9. 身分·給与·勤務条件

身分は松江市社会福祉協議会職員とし、給与、勤務条件については松江市社会福祉協議会職員の 給与に関する規程及び就業規程に基づきます。